

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更
根拠条例・規則等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
条 項		第 1 8 条
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課(電話：048-646-3235) 建設局 南部建設事務所 建築指導課(電話：048-840-6236)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	第 17 条第 3 項の認定を受けた者は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更（規則第 11 条）を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。 第 17 条の規定は第 18 条第 1 項の場合について準用する。 規則第 11 条 (法第 18 条第 1 項の主務省令で定める軽微な変更) 法第 18 条第 1 項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更とする。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 19 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	3 0 日間
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 20 年 4 月 1 日最終改正
備 考		